

農業委員会だより

第 51 号

平成 29 年 12 月
田原市農業委員会
☎23-3519 / FAX22-3817
ID1001917

ご存じですか？

農業委員・農地利用最適化推進委員の活動内容について

農業委員会は前任の任期満了に伴い、平成29年7月28日から新しいメンバーで活動しています。

また、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、その活動内容に変更がありました。

今回は、農業委員会を構成する農業委員と農地利用最適化推進委員の日頃の活動について、お知らせします。

① 農業委員の活動内容について

主に総会・農政委員会などの会議に出席し、合議により意思決定を行います。具体的には、次のことがあります。

● 農地法に基づく許可・意見の具申

農業委員会には、農地法に基づいて農地の売買・貸借や転用（農地を別の用途で利用すること）の申請が提出されます。この申請に基づき、地区担当の農業委員が現地調査・申請者への聞き取りを行った後、総会に諮ります。総会には委員全員が出席し、内容を審議します。

● 農地に関する方針の作成・決定

市内農地の利用状況を踏まえ、農地の担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入に関する方針の作成・変更を行います。



● 農業委員会総会の様子

② 農地利用最適化推進委員の活動内容について

主に担当区域内農地などの現場で活動を行います。

● 農業経営基盤強化法に伴う農地の

売買・貸借への仲介

各委員の担当地域において、農地利用の担い手への集積・集約化を進めるため、農地の売買・貸借を仲介し、農地の適正な利用と流動化を図ります。

なお、この業務は法改正以前は農

業委員も行っていましたが、現在は農地利用最適化推進委員のみが担当しています。

③ 農業委員・農地利用最適化推進委員に共通した活動内容について

● 遊休農地の調査

担当区域の農地を現地調査し、農地が適切に利用されているか、遊休地となつて荒れてしまっている農地はないかを調査します。

この調査を踏まえ、遊休農地の所有者へ農地を適正に管理するようにお願いします。



● 現地調査を行う委員

● 地域の農地の「世話役」的活動

農地などの自主的な調査、農地に関する相談事への対応、地区の会議への出席など、世話役的な活動をしています。